

陳情第 12 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情書

下記の者から別紙要旨による陳情書を受理したから、議会の審議に付する。

記

陳情者 京丹後市峰山町■■■■■
全日本年金者組合丹後支部
支部長 真下 相一
書記長 山添 善明

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

京丹後市議会議長 金 田 琮 仁

令和2年第5回京丹後市議会12月定例会
陳情文書表

- 1 件名 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情書
- 2 受理年月日 令和2年11月17日
- 3 受理番号 第12号
- 4 陳情者 京丹後市峰山町■■■■■
全日本年金者組合丹後支部
支部長 真下 相一
書記長 山添 善明
- 5 陳情の要旨等 別紙のとおり
- 6 付託委員会 文教厚生常任委員会



加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情書

1、陳情趣旨

- ① 加齢性難聴者の補聴器購入に国の助成制度を創るよう意見書を出して下さい。
- ② 加齢性難聴者の補聴器購入に市独自の助成制度を創るよう求めます。

2、陳情理由

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなって仕事や日常生活に困る高齢の難聴者が増えています。日常生活にとどまらず、聞こえにくいことから外出を控え、人との会話・交流が減ることで認知症やうつ病の要因にもなると指摘されています。コロナ禍の昨今、寄合にはマスク着用で一層聞こえ難く、行きたくても行けない方が多くおられます。

補聴器は、平均でも15万円程度、40万～50万超の高額のものもあります。しかし、国の補聴器購入への助成は、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の障害者手帳所持者・高度・重度難聴者のみが対象で、加齢性の中度難聴者にはありません。国の公的補助制度がないもとの、独自に購入費の一部を助成したり、現物支給するなどの自治体が出始めています。

近隣の与謝野町議会や宮津市議会では、国に「加齢性難聴者に補聴器購入の公的助成制度を創設することを求める請願書」が採択されています。

私たちは、低所得、低年金暮らしの加齢性難聴の高齢者に、心身ともに健康で長生きできるように、国にも市にも補聴器の助成制度を創るよう求めるものです。

地方自治法第124条の規定により、上記の通り陳情書を提出します。

令和 2年 11月 17日

京丹後市議会議長 金田 琮仁 様

京丹後市峰山町
全日本年金者組合丹後支部
支部長 真下 相一
書記長 山添 善明